

災害に備えた避難行動要支援者への 支援(個別避難計画の作成)について



令和8年2月24日

岐阜県防災課地域支援係

はじめに

要配慮者

- ・・・高年齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦など災害時に特に配慮が必要な方

避難行動要支援者 ← 個別避難計画の対象者

- ・・・要配慮者のうち、避難の際に特に支援を必要とする方(自力避難が困難な方)

要配慮者

- ・高年齢者(軽介護度)
- ・障がい者(軽度)
- ・外国人
- ・乳幼児
- ・妊娠している方 など

避難行動要支援者

- ・高年齢者(重介護度)
- ・障がい者(重度) など

はじめに

○近年甚大化・激甚化している風水害では、犠牲者の中心は高齢者

【死者に占める65歳以上の高齢者の割合】

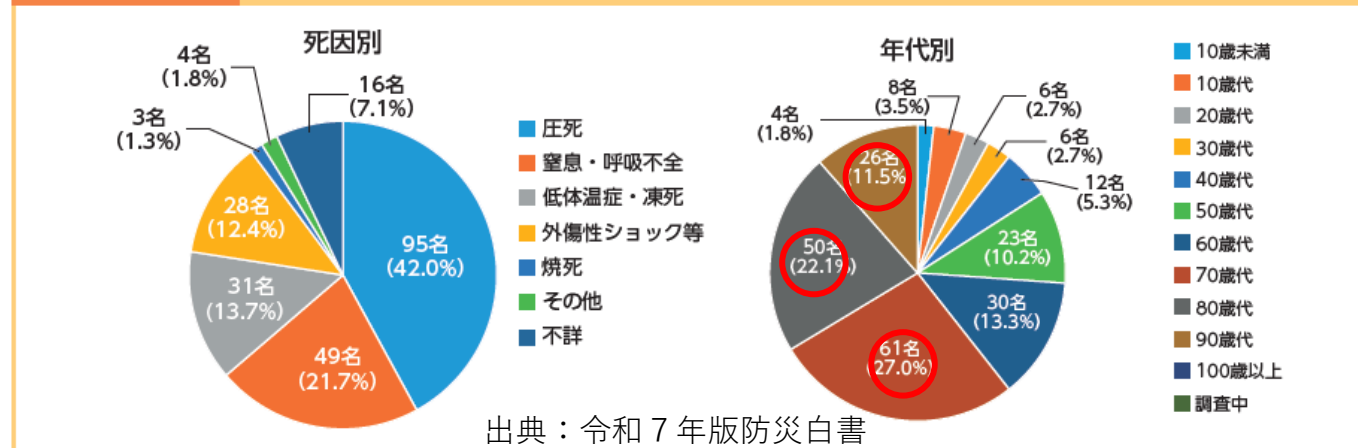
令和元年台風第19号では約65%、令和2年7月豪雨では約79%

○能登半島地震でも、死者のうち約61%が高齢者（下図参照）

避難行動要支援者が災害時に身を守る方法を事前に考えておくことが重要！

個別避難計画の作成が必要

図表1-4 令和6年能登半島地震死者の死因別及び年代別一覧



はじめに

防災に関する法律は、災害対策基本法の他に、災害種別ごとに規定

災害種別	警戒避難体制等に関する法律		防災施設の整備・管理等に関する法律	
	法律名	制定年	法律名	制定年
全般	災害対策基本法	昭和36年	-	-
洪水	水防法	昭和24年	河川法	昭和39年
内水			下水道法	昭和33年
高潮			海岸法	昭和31年
津波	津波防災地域づくり法	平成23年		
土砂	土砂災害防止法	平成12年	砂防法	明治30年
地震	地震防災対策特別措置法	平成7年	-	-
火山	活動火山対策特別措置法	昭和48年	-	-

はじめに

災害対策基本法に基づき、様々な計画が作成

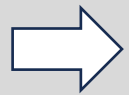
計画	概要	作成主体	根拠条文	義務
防災基本計画	政府の防災対策に関する基本的な計画	国	第34条	義務
地域防災計画	地方公共団体の防災対策に関する基本的な計画	都道府県 市町村	第40条	義務
地区防災計画	地区の住民が自発的に行う防災活動に関する計画	地域住民	第42条の2	できる規定
個別避難計画	避難行動要支援者の災害時の避難に関する計画	市町村	第49条の14	努力義務

➡ 個別避難計画は災害対策基本法に基づき作成される計画

避難行動要支援者名簿とは

(避難行動要支援者名簿の作成)

第四十九条の十 市町村長は、～略～ 避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。



全市町村に作成義務があるもの

<名簿の対象者>

市町村それぞれで規定し全国一律ではない。

- (例)
- ①要介護認定3～5を受けている者
 - ②身体障害者手帳1・2級を所持する者
 - ③重度以上と判定された知的障害者
 - ④精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者

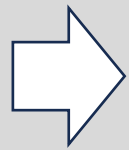
<名簿の記載項目>

- ①氏名
- ②生年月日
- ③性別
- ④住所又は居所
- ⑤電話番号その他の連絡先
- ⑥避難支援等を必要とする事由
- ⑦その他、市町村長が必要と認める事項

個別避難計画の制度概要

(個別避難計画の作成)

第四十九条の十四 市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）を作成するよう努めなければならない。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。



自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための計画

(個別避難計画情報の利用及び提供)

第四十九条の十五第二項

市町村長は、（略）、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び（略）の同意が得られない場合は、この限りでない。



同意が得られた避難行動要支援者については、予め関係者に計画を提供

個別避難計画とは

(個別避難計画の作成)

第四十九条の十四

(略)

3 個別避難計画には、第四十九条の十第二項第一号から第六号までに掲げる事項のほか、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 避難支援等実施者(略)の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

避難行動
要支援者
名簿

本人の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号 等



避難支援
等実施者
誰と

避難の支援をする方の氏名、住所、電話番号 等



避難先
どこに

避難施設、避難場所、避難路 等



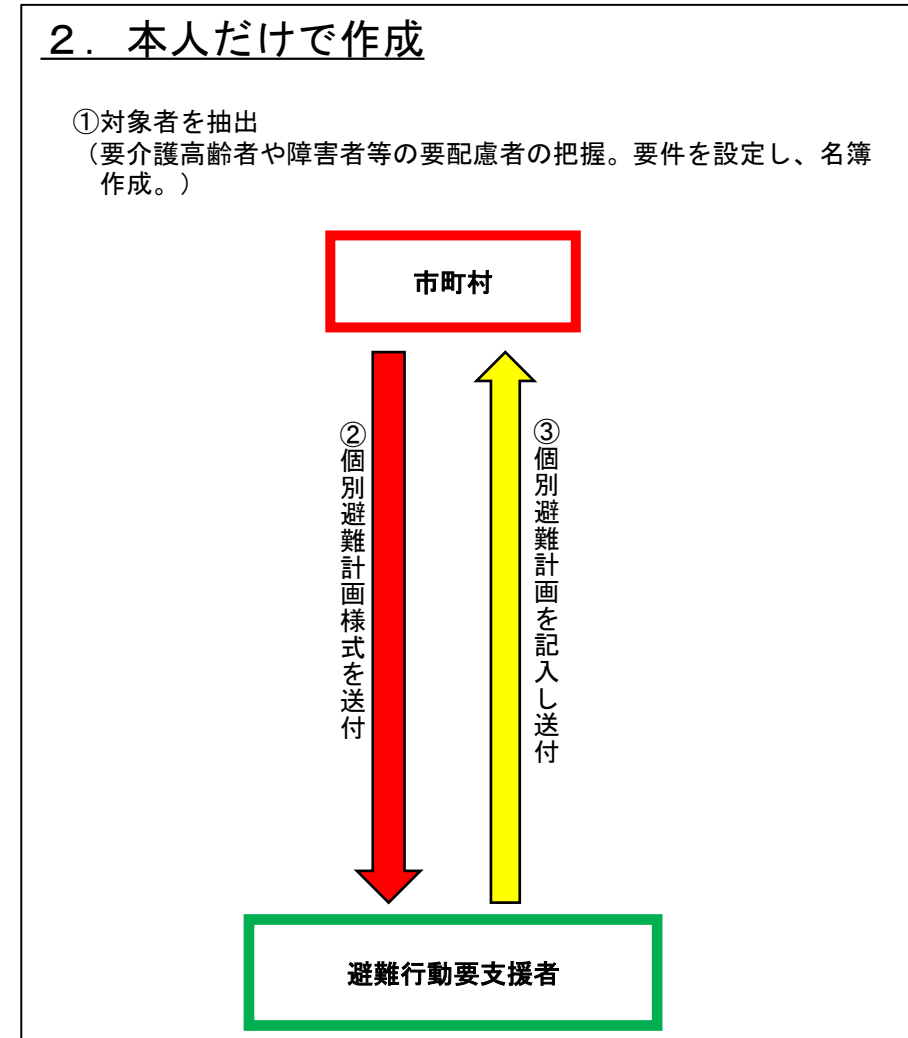
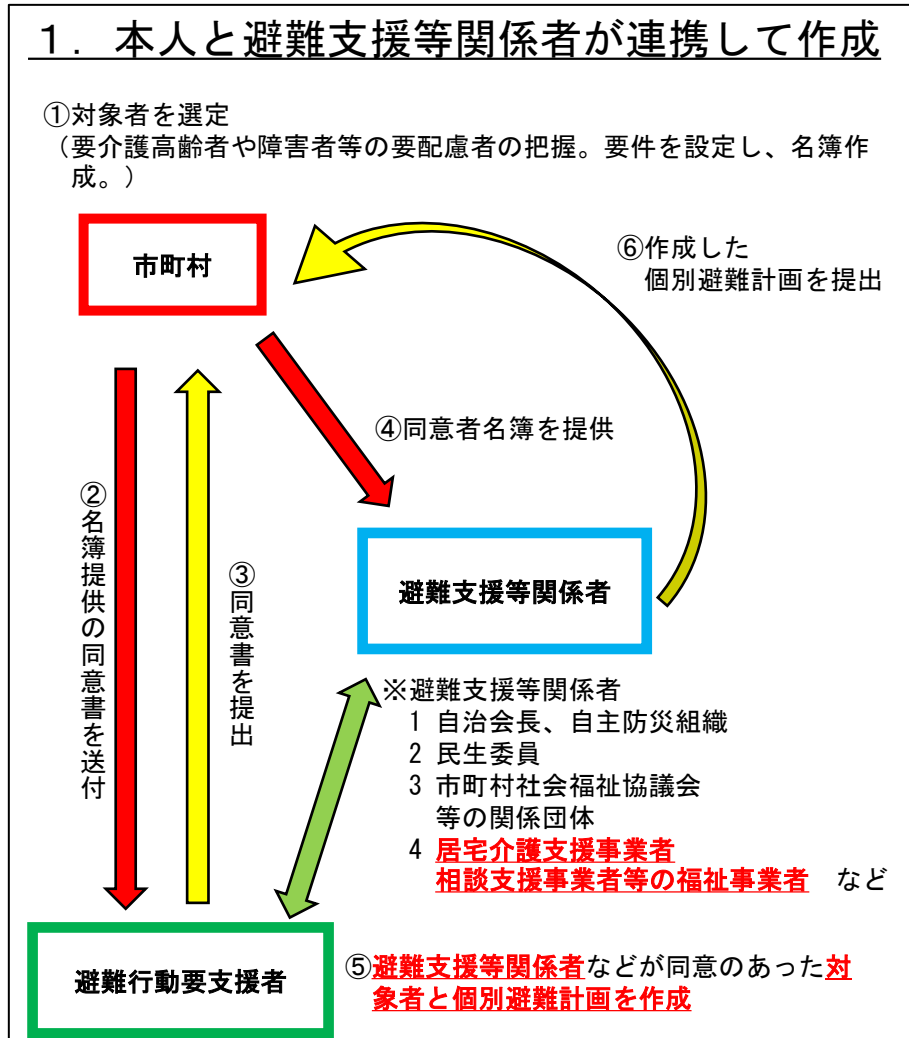
個別避難
計画

その他避難に必要な事項(持病等)も記載

個別避難計画の作成方式

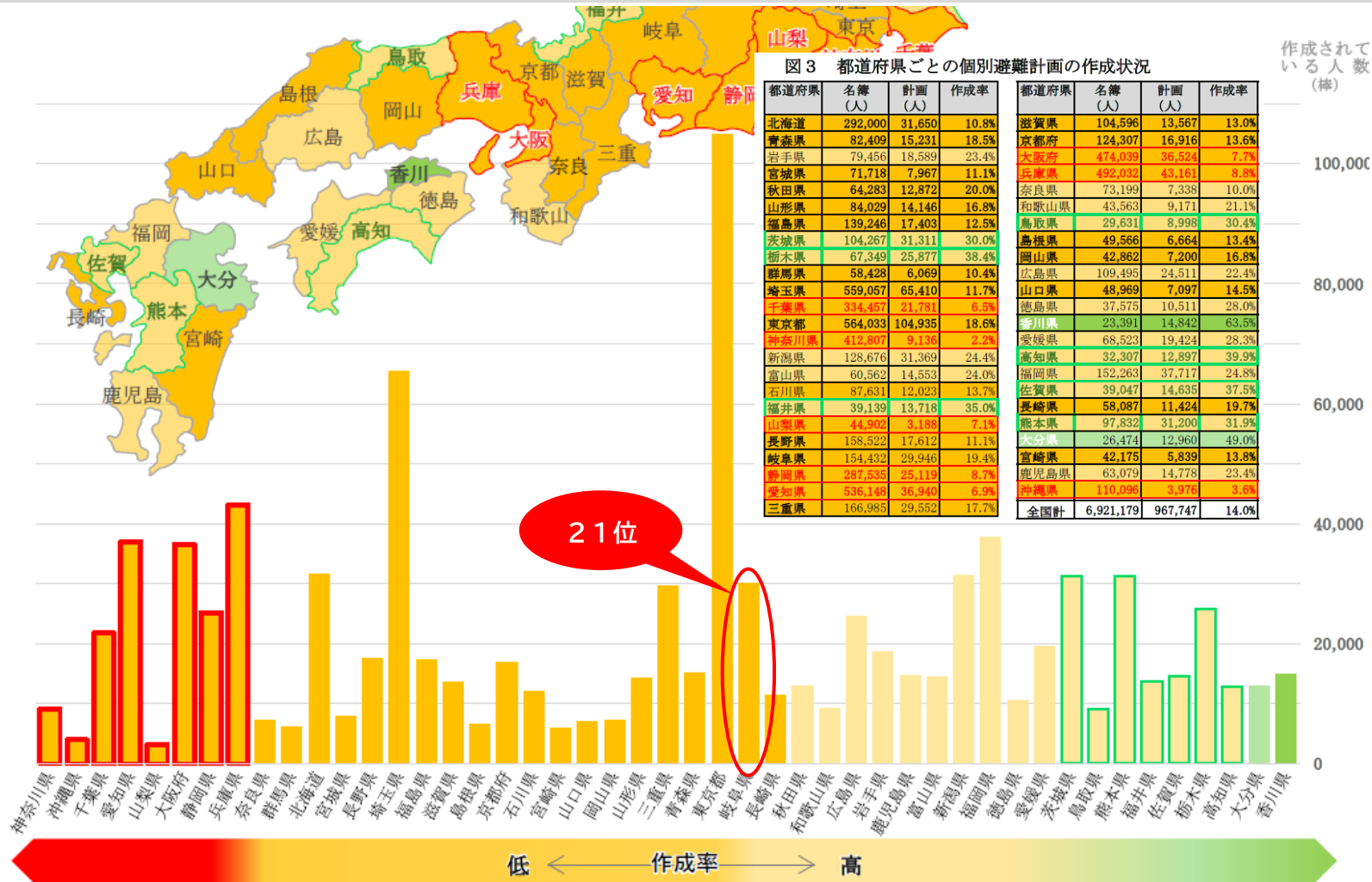
避難支援等関係者と協力して作成する方法と、本人だけで作成する方法の二種類が中心

➡ 作成方法は市町村が決定



個別避難計画の作成状況

○岐阜県の作成率（※令和7年4月1日現在）は全国でも平均的な位置



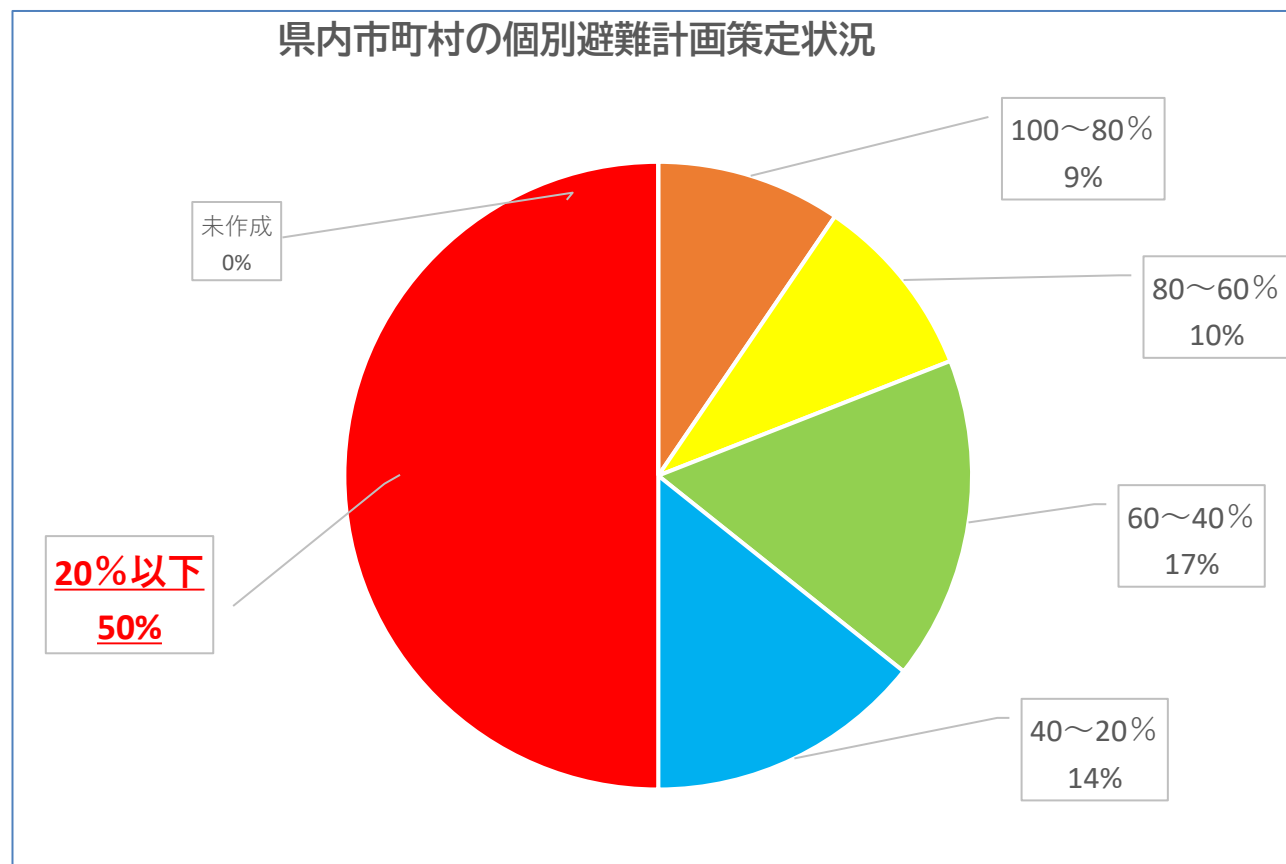
出典：避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に係る取組状況の調査（内閣府・消防庁）

○県全体では全国平均となっているものの、個々の市町村では作成率が2割以下の市町村が過半数を占めている

➡ 個別避難計画の作成推進が急務

作成率	市町村数
100～80%	4
80～60%	4
60～40%	7
40～20%	6
<u>20%以下</u>	<u>21</u>
未作成	0

$$\text{作成率 (R)} = \frac{\text{各市町村の個別避難計画が作成された避難行動要支援者の人数 (人)}}{\text{各市町村の避難行動要支援者名簿に係る避難行動要支援者の人数 (人)}}$$



個別避難計画の作成推進のための県の取組み

1. 「個別避難計画作成に係る市町村支援チーム」の設置

○市町村の個別避難計画作成を支援するため、県庁内の防災・福祉部局で**部局横断チームを結成**

○各部署において、福祉専門職や団体への情報提供や計画作成協力の依頼を行うとともに、**定期的な情報共有会議を開催**

市町村支援チーム構成員

所 属	役 割	所 属	役 割
健康福祉政策課	福祉避難所の充実	障害福祉課	相談支援専門員との連携
保健医療課	難病患者への支援	地域福祉課	民生委員との連携
医療福祉連携推進課	医療的ケア児への支援	防災課	市町村防災との連携
高齢福祉課	ケアマネジャーとの連携		



2. 「市町村防災アドバイザーチーム」による個別訪問

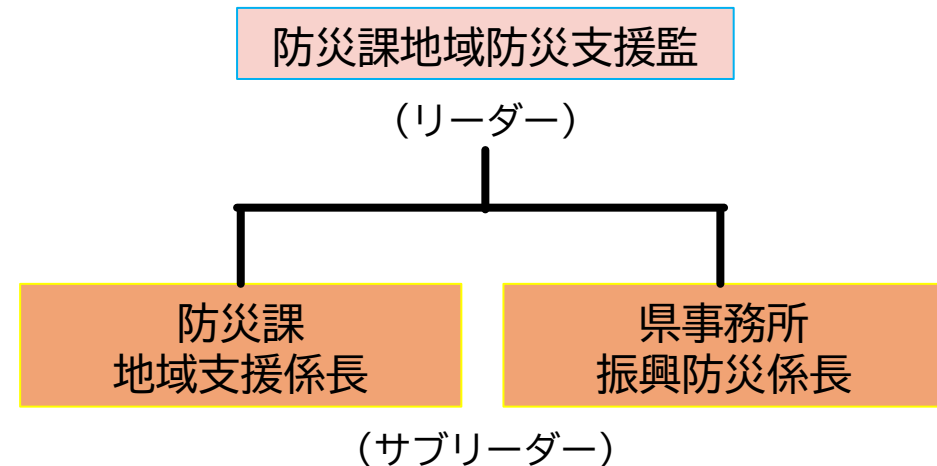
○市町村を個別訪問（6～10月）し、個別避難計画の作成状況や作成に当たった課題などをヒアリング

➡ 他市町村等の優良事例の紹介や作成方法等について助言

市町村アドバイザーチーム

市町村防災アドバイザーチーム メンバー	
防災課	防災施策全般を担当
河川課	洪水ハザードマップ、避難判断水位 等を担当
砂防課	土砂災害ハザードマップ、土砂災害警戒情報 等を担当
健康福祉政策課	福祉避難所 等を担当
県事務所 振興防災課	市町村との窓口を担当

<アドバイザーチーム体制>



皆様をお願いしたいこと

医療的ケアの必要な方に関する計画作成へのご協力

皆様のご協力をいただくことで…

- 本人の心身状況や生活実態を適切に反映でき実効性の高い計画となる。
- 避難先となる福祉避難所（福祉施設）等とスムーズな調整が可能となる。

➡ 市町村から依頼を受けた際には積極的なご協力を

■ ご清聴ありがとうございました。